

○皇學館大学インスティテューションナル・リサーチ室の運営に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、皇學館大学インスティテューションナル・リサーチ室設置規程（以下「設置規程」という。）第7条の規定に基づき、皇學館大学インスティテューションナル・リサーチ室（以下「IR室」という。）におけるデータの収集・管理・提供及びそのために必要な情報システムの構築・運用等（以下「IR室の運営」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（構成員）

第2条 設置規程第3条に規定するIR室は次の者をもって構成する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 室員 学生部長、教育開発センター長、法人事務局長、総務部長、財務部長、学生支援部長、企画部長、企画担当課長、教育開発センター教員1名、学生委員会教員1名、教務委員会教員1名、就職委員会教員1名及びその他室長が指名する者

（取扱データ）

第3条 IR室が取り扱うデータは、設置規程第2条に掲げる業務に関する全てのものとする。

（データの収集）

第4条 IR室によるデータの収集は、学長がその体制を整備し、学長又はIR室長の指示に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定により、IR室は、設置規程第2条に掲げる業務の必要に応じて、学部、研究科及び事務局（学部及び研究科以外の組織を含む。）にデータの提出を要請することができる。

（データの管理）

第5条 IR室は、収集したデータの管理に当たっては、皇學館大学情報セキュリティポリシーその他関連する規程等（以下「情報セキュリティに関する規程等」という。）を遵守しなければならない。

（データの利用の制限）

第6条 収集したデータは、学長が特に必要と認めた場合を除き、設置規程第2条に掲げる業務以外に用いてはならない。

（セキュリティレベルの設定等）

第7条 IR室長は、設置規程第2条に掲げる業務に関するデータの提供・公開に関し、情報セキュリティに関する規程等を勘案しつつ、当該データにセキュリティレベルを設定するものとする。

- 2 IR室は原則としてデータの提供を、理事長又は学長からの指示に基づき行うものとする。
- 3 データの公開は、セキュリティレベルが公開相当と判断されたものについて行うものとする。

（学部等の運営の支援）

第8条 IR室は、学部及び研究科から、その運営に資するため、IR室が管理するデータの提供依頼、IR室の運営に関する提案等（以下「運営の支援」という。）があった場合には、理事長又は学長の指示を受け対応するものとする。

- 2 学部及び研究科以外の組織（事務局を除き、第4条第2項において事務局に含まれる組織をいう。）への運営の支援は、理事長又は学長が行うものとする。

- 3 前2項の組織との意見の交換は、原則として、常勤理事会を通じて行うものとする。

（ガイドラインの策定）

第9条 IR室の運営を円滑に進めるため、必要に応じてガイドラインを定めるものとする。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、IR室の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成26年8月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。